

**令和5年度「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」及び
「小学生人権ポスターコンテスト・人権に関する作品（ポスター 小学生・4年生以上の部）」
実 施 要 項**

1 名 称

令和5年度「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」及び「小学生人権ポスターコンテスト・人権に関する作品（ポスター 小学生・4年生以上の部）」

2 主 催

宮崎地方法務局、宮崎県人権擁護委員連合会、宮崎県、宮崎県教育委員会、
宮崎県人権啓発推進協議会

3 共 催(予定)

宮崎日日新聞社（全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会のみ）

4 趣 旨

法務省と全国人権擁護委員連合会は、人権尊重思想の普及高揚を図るため、昭和56年度から「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

これを受けて、宮崎地方法務局及び宮崎県人権擁護委員連合会は、宮崎県との連携の下に、未来を担う小・中学生が人権をテーマとした作文及びポスターを制作することを通じて、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を育むこと、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権意識の普及高揚を図ることを目的とする。

なお、「小学生人権ポスターコンテスト」については、人権啓発強調月間（8月）の啓発行事の一環として、宮崎県等が実施する「人権に関する作品募集」も兼ね合わせている。

5 対 象

「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」については、県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒とする。

「小学生人権ポスターコンテスト・人権に関する作品（ポスター 小学生・4年生以上の部）」については、県内の小学校及び特別支援学校（小学部）4年生以上の児童とする。

6 作文及びポスターの内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的な人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

また、共生社会への実現へ向けた取組の一環として、外国人や障がいのある人との共生等をテーマとした作品の積極的な応募を求める。

7 作文及びポスターの規格

(1) 作文

ア 学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

イ 原稿の始めに題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を記入する。

ウ 応募作品は、一人1編とする（ただし、未発表のものに限る。）。

エ 提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

(2) ポスター

ア 四つ切り大の画用紙を使用する。

イ 応募作品は、一人1点とする（ただし、未発表のものに限る。）。

ウ 裏面に学校名、学年、氏名（ふりがな）を記入する。

エ ポスターには、内容に合う文字を入れる。

8 応募方法

各学校は、応募作品を取りまとめ、応募総数に応じて、推薦作品を選定し、作文、ポスターごとに定める別添の応募様式を以下の提出先に提出する。

【提出先】

① 全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会

〒880-8513 宮崎市別府町1番1号

宮崎地方法務局人権擁護課

TEL (0985) 22-5124

(提出物) 推薦作品、別添様式1

② 小学生人権ポスターコンテスト・人権に関する作品（ポスター 小学生・4年生以上の部）

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 県庁8号館6階

宮崎県人権啓発推進協議会（宮崎県人権同和対策課）

TEL (0985) 32-4469

(提出物) 推薦作品、別添様式2

なお、推薦作品数は、作文、ポスターごとの応募総数に応じて、次の基準により各学校で選考する。

| 応募作品数 | 推薦作品数 |
|-----------|---|
| 1点～60点の場合 | 3点以内 |
| 61点以上の場合 | 応募作品の数の5%（1点未満の端数は切り上げ）以内 *例えば、応募作品数が65点の場合は、推薦作品数は4点以内 (65点×5%=3.25点以内→1点未満の端数切り上げにより4点以内) |

9 応募期限

令和5年9月11日（月）必着

10 審査方法

主催者の委嘱した審査委員により行う。

なお、「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」の優秀な作品については、法務省及び全国人権擁護委員連合会主催の「第42回全国中学生人権作文コンテスト」中央大会に推薦する。

11 受賞者の発表

令和5年11月下旬（予定）

12 表彰等

令和5年11月下旬から12月中旬に、作文、ポスターごとに、最優秀賞1点、優秀賞2点（ポスターは3点）、奨励賞5点を選定し、賞状と賞品を贈呈する。

「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」について、別途、宮崎日日新聞社賞を選定し、賞状と賞品を贈呈する。また、「小学生人権ポスターコンテスト・人権に関する作品（ポスター 小学生・4年生以上の部）」の入賞者については、県による「人権に関する作品募集」審査後、別途、宮崎地方法務局及び宮崎県人権擁護委員連合会（地域人権擁護委員協議会）が、同法務局の本支局（宮崎、都城、延岡、日南）の所管地域ごとに、「協議会長賞」等を決定し、表彰する。

おって、令和6年2月頃に、各学校の応募者全員に参加賞を贈呈する。

13 その他

- (1) 応募作品のうち、作文については返却しないこととし、ポスターについては各協議会の審査後、法務局（本局）の確認を経て、宮崎県人権啓発推進協議会が各学校へ返却する。
- (2) 入選作品の著作権は、主催者に帰属するものとし、啓発資料として活用する。

- (3) 過去のコンテストにおいて、他の作品を流用・盗用した事案が生じているため、募集にあたり、各学校から児童・生徒に対し、他人の作品を盗用して自分の作品として発表することは許されないことであり、人権作文及び人権ポスターは自らの言葉、発想で表現するものであることを十分に伝えられたい。
- (4) 作文については、作品の公表において、応募者の意向に応じて、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表とすることができる。
- (5) 応募者本人以外の者が、作文の加筆・修正をしてはならない。
- (6) 作文に関して、法務省ホームページ上(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html> 参照)に、人権作文を書くに当たっての留意事項等を掲載しているので、併せて周知されたい。
- (7) 「第42回全国中学生人権作文コンテスト」中央大会への推薦作品については、応募者の学校名及び氏名(前記13(4)の場合を除く。)並びに応募作品の題名が報道機関に公表される。

また、「第42回全国中学生人権作文コンテスト」中央大会の上位入賞作品については、応募者の学校名及び氏名(前記13(4)の場合を除く。)並びに応募作品の題名及び内容が法務省ホームページ、入賞作文集等に広く掲載され、特に優秀な作品については、法務省において開催される表彰式で表彰される。